

受講地	年月日	受講証番号	氏名	点数
	年 月 日			



コアテスト 刑法 第5回 第1問 (短答式・肢別正誤判定)

以下の文章の正誤を判定しましょう。判例があるものはそれに従うものとします。(/ 1 1)

1. 甲は、乙が他の者から盗んできた宝石を乙所有の自動車の中に置いているのを知っていたところ、ある日、同車が無施錠で駐車されているのに気づき、同車内から同宝石を持ち去り、これを自分のものにした。この場合、甲に窃盗罪が成立する。

【H24・1・5】

(正・誤) [No.1]

2. 甲が、満員電車に乗っていた際、隣の席に座っていた見ず知らずの乙が財布を座席に置き忘れたままX駅で下車したのを目撃し、乙の財布とその中身を自己のものにしようと考え、次のY駅に到着した時点で乙の財布を取得した上、同駅で下車し自宅に持ち帰った場合、窃盗罪が成立する。

【H30・5・オ】

(正・誤) [No.2]

3. スーパーマーケットでレジ係のアルバイトをしていた者が、担当するレジ内の売上金を自己の遊興費として費消するため、店長に無断で、同レジ内から売上金を取り出し、自己のバッグに入れて店外に持ち出した場合、当該行為は、他人の占有ではなく、その所有権を侵害する行為であるから、業務上横領罪が成立する。

【R3・8・2】

(正・誤) [No.3]

4. 甲が、乙から封かんされた現金20万円入りの封筒を渡されてそれを丙に届けるように依頼されたが、丙方に向かう途中で封筒内の現金が欲しくなり、封を開いて封筒に入っていた現金のうち5万円を取り出してこれを自己のものとし、残りの現金が入った封筒を丙に交付した場合、取り出した5万円について窃盗罪が成立する。

【H30・5・ウ】

(正・誤) [No.4]

5. 甲は、電車内で寝ていた乙の財布を盗んで電車を降りたが、乙が目を覚まして追い掛けてきたため、逮捕を免れる目的で、乙に暴行を加えたところ、乙が転倒して重傷を負い、反抗が抑圧された状態に至った。この場合、甲の暴行の程度を問わず、甲には、強盗致傷罪が成立する。

【R3・2・2】

(正・誤) [No.5]

6. 甲は、乙宅に侵入して財布を盗んだ後、誰にも発見されずに1キロメートル離れた公園へ移動して財布内の現金を確認した。しかし、甲は、その金額に満足せず再度乙宅で窃盗をしようと考え、乙宅を出た30分後に乙宅に戻り、その玄関扉を開けようとしたところ、帰宅していた乙に発見されたため、逮捕を免れる目的で、乙に反抗を抑圧するに足りる程度の暴行を加えた。この場合、甲には、事後強盗罪が成立する。

【R3・2・5】

(正・誤) [No.6]

7. 強盗予備罪の「強盗の罪を犯す目的」には、事後強盗を犯す目的も含まれる。

【H27・10・5】

(正・誤) [No.7]

8. 甲は、パチンコ店において、通常の方法によってパチンコ台で遊技しているように装って同店従業員乙の目を欺き、特殊な器具を使ってパチンコ台を誤作動させてパチンコ玉を排出させ、その占有を取得した。この場合、甲に乙に対する詐欺罪が成立する。

【H23・6・4】

(正・誤) [No.8]

9. 横領罪の「占有」とは、物に対して事実上の支配力を有する状態をいい、物に対して法律上の支配力を有する状態を含まない。

【H25・10・1】

(正・誤) [No.9]

10. 業務上横領罪の「業務」には、社会生活上の地位に基づいて反復継続して行われる事務であれば、いかなる事務も含まれる。

【H25・10・5】

(正・誤) [No.10]

11. 甲は、債権者乙との間で甲所有家屋を目的とする根抵当権設定契約を締結し、乙にその登記に必要な登記済証、白紙委任状及び印鑑証明を交付していたが、乙がその登記をしない間に、自らの利益を図る目的で、丙から金を借りて同家屋に根抵当権を設定し、丙が第1順位の根抵当権設定登記を了し、乙はそのために債権の回収が困難になった。この場合、甲に背任罪が成立する。

【R4・4・オ】

(正・誤) [No.11]

コアテスト 刑法 第5回 第2問 (穴埋め・選択式)

以下のAの文章の()内に適切な語句をあてはめ、適切な選択肢に○をつけましょう。(/ 20)

問1 各論コアノート56

Q 「窃取」の意義

A 暴行・脅迫によらずに占有者の() [No.12] に反して財物に対する占有者の占有を排除し、目的物を自己または第三者の() [No.13] に移すこと

問2 各論コアノート62

Q 上下主従の関係に立つ者の間の占有の帰属(例:売場の店員が売り場の物を領得する行為は、被害者である店主の占有を侵す窃盗か、それとも店員が既に占有する物を領得する横領か)

A 【原則】窃盗罪が成立

【例外】商店の管理を任されている支配人などのように、下位者であるが、上位者である雇用主との間に高度の() [No.14] 関係があり、その現実に支配している財物についてのある程度の() [No.15] 権が委ねられている場合には、下位者に占有を認め、これを領得すれば横領罪が成立する

問3 各論コアノート72

Q 親族相盗例が適用されるためには、親族関係は行為者と誰との間に必要か

A () [No.16] 者・() [No.17] 者双方との間に必要

問4 各論コアノート80

Q 暴行・脅迫を加えて被害者の反抗が抑圧された後の段階で、はじめて財物奪取の意思を生じ、奪取行為に及んだ場合、強盗罪は成立するか

A () [No.18] な暴行・脅迫がある場合に限り、強盗罪の成立を肯定

問5 各論コアノート86

Q 事後強盗罪における暴行・脅迫の時期

A 暴行・脅迫は、窃盗の() [No.19] になされることが必要

問6 各論コアノート91

Q 強盗致死傷罪における死亡・傷害結果は、被害者の反抗を抑圧する手段としての暴行・脅迫から直接生ずることを要するか

A 強盗の手段である暴行・脅迫から直接生じたことを要せず、強盗の() [No.20] に生じたものであれば足りる

問7 各論コアノート93

Q 強盗致死傷罪の未遂・既遂の判断基準

A 人の() [No.21]、() [No.22] 結果が生じたかどうかで未遂・既遂を決する

問8 各論コアノート101

Q 処分行為といえるためには処分意思は必要か

A {必要である ・ 不要である} [No.23]

問9 各論コアノート114

Q 権利行使と恐喝(例:債権者が債務者を脅して債権を取り立てる行為は恐喝罪を構成するか)

A 他人に対して権利を有する者が、その権利を實行することは、その権利の() [No.24] であり、かつ、その方法が社会通念上一般に() [No.25] すべきものと認められる程度を超えない限り、何等違法の問題を生じないけれども、右の範囲程度を逸脱するときは違法となる

問10 各論コアノート123

Q 横領罪における不法領得の意思の内容

A 他人の物の占有者が() [No.26] の趣旨に背いて、その物につき() [No.27] がないのに、所有者でなければできない() [No.28] をする意思

問11 各論コアノート140

Q 横領と背任の区別(他人のための事務処理者が自己の占有する他人の物を不法に処分した場合、いずれの罪が成立するか)

A 法益侵害は1つであり、両罪は() [No.29] となり、重い方の犯罪が成立する→まず、法定刑の重い() [No.30] 罪の成否を検討し、成立が否定された場合、次に() [No.31] 罪の成否を検討する

コアテスト 刑法 第5回 第3問 (事例問題)

以下の事例を読んで、答案中の () を適切な言葉で埋めてみましょう。(/ 12)

【事例】

甲は、深夜自宅に帰る途中、通りすがったAが高級腕時計(以下、「X」という。)を身に着けていることに気が付いた。Xは甲が前から欲しがっていた腕時計であり、甲はAからXを奪い取ることを決意した。甲は、Aの後を追いかけて、その肩を叩いて、振り向いたAの顔面をいきなり殴った。甲は、地面にうずくまり動けなくなったAの手首からXを奪い取り、その場から逃走した。甲はいかなる罪責を負うか。

【解答例】

- 1 甲がAの顔面を殴り、Aの手首から () [No.32] 行為に1項 () [No.33] 罪(刑法(以下、法令名を略す。)) 第261条 第1項 [No.34] が成立しないか。
- 2 (1) XはAの占有する物であるから、「他人の財物」にあたる。
(2) 「暴行又は脅迫」とは、財物の強取に向けられた、客観的に相手方の () [No.35] する程度の強度の暴行・脅迫をいう。¹
本件では、甲は、振り向いたAの顔面をいきなり殴りつけており、かかる行為は相手を一時的に行動不能にする危険性を有するため、一般人をして、財物の強取に向けられた相手方の () [No.36] する程度の強度の暴行といえ、「暴行」が認められる。
(3) 「強取」とは、暴行・脅迫により相手方の () [No.37] し、その意思によらずに財物を自己又は第三者の () [No.38] に移すことをいう。²
本件では、甲が顔面を殴ったことで、Aが地面にうずくまり動けなくなり、それに乗じてXを奪い取ったのであるから、暴行によりAの () [No.39] しその意思によらずに財物を自己の () [No.40] に移したといえ、「強取」が認められる。
- 3 故意 (第261条 第1項本文) [No.41] とは、犯罪事実を () [No.42] している心理状態をいう。³
甲は上記事実を () [No.43] していたと考えられるため、故意が認められ、不法領得の意思も認められる。
- 4 したがって、1項強盗罪が成立し、甲はその罪責を負う。

以上

¹ 各論コア75

² 各論コア77

³ 総論コア69